



平田小 学校運営協議会だより



2019年度 第4号
令和元年12月19日発行

第4回学校運営協議会開催

◆第4回学校運営協議会（概要）

《日時》令和元年12月16日(月)午前10時20分～12時00分

《場所》市川市立平田小学校 会議室

《構成》学識経験者・地域代表者・保護者代表・校長・教職員・教育委員会

協議 ～委員からの教職員の任用に関する意見～

コミュニティスクール及び学校運営協議会制度が発足して2年。
協議会の趣旨及び法令で定める3点について確認。（以下に記載）

〈学校運営協議会の主な役割〉

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する《必須》
- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べる
ことができる《任意》
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項につ
いて、教育委員会に意見を述べる《任意》

〈市川市教育委員会規則第6号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則〉

（意見聴取）

第11条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき
又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該
対象学校の校長の意見を聞くものとする。

（対象学校の職員の任用に関する協議会の意見）

第12条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項
（特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ）
- （2）対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

以上のきまりを確認後、校長より学校の概要及び職員の人数や年齢、経験年数等の構成につ
いての現況説明を行い、協議会委員に、以下のような意見を求めた。

○平田小の基本的な方針を踏まえ、実現しようとする教育目標・内容等になかった教職員配置

○協議会で共有している目標やビジョンに沿って「こんな先生に来てもらいたい」という意見

※協議内容については、非公開とされているためここに記録を掲載しない。

※採用・昇任・転任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定などに関する事項は含まれない。

第4回次第

1 挨拶

2 日程説明

3 協議

・教職員の任用に関する意見

4 報告及び意見交換

・地域学校協働本部について

・行事等報告及び予定

・ピーイングについて

・意見交換・報告事項



ヒラタケ

学校運営協議会制度に関する法規等
詳しい説明は以下をご参照ください。



文部科学省



学校地域共同本部について

今回は、第八中学校ブロック地域学校協働本部統括の角谷様を招聘し、当ブロックでの地域連携協働活動の趣旨及び活動内容等について説明を頂き、協議会委員との意見交換を行った。

角谷様から

「学校の仕事・教師の仕事が多すぎる。「先生じゃなきゃいけない仕事」と「先生じゃなくてもできる仕事」に分けて、後者の部分で積極的に協力していきたい。地域には、様々な能力や技能を持った協力者がたくさんいる。ブロックとして人材を確保するので、推進員を通じる等、共同本部へ声を掛けて欲しい。先生方が一人で仕事や問題を抱えないで、地域への協力をさらに求めて構わない。ゲストティーチャー等学校への協力をする事で、地域の子どもたちから声を掛けられたりあいさつをされたりすることは、我々にとっての何よりのご褒美と捉える。

また、地域からの発信も大事と考え、平和の折り鶴活動の継続、“T's Café”（昨年度より八中で開設した地域ルーム。教職員からの相談も可）の運営なども継続していく。」（概要）

「委員も自治会も協力しますよ」、「開かれた学校にしていこう」との嬉しい意見を頂いた。

意見交換・連絡事項・行事予定等

○学校問題の多様さから教職員の仕事の大変さを感じる。教職員は満遍なく力をつけることが求められるが、昨今は働き方も改革しているかなければならない。民間と違った働き方の方法が模索されているが、本校では、教職員の研修の機会はどの程度確保できているのか。

→意識の高い者は自主的に参加している。若年層は県及び市の研修体制が充実している。ただ、研修と日常の準備を含めた授業や児童・保護者対応等との両立による業務増加は、特に繁忙期においては否めない。職員には、仕事の強弱をつけて取り組むように話している。



○昨今では公衆電話のかけ方がわからない子もいるとの話も聞いたが、災害教育はどのように行っているか。

→年間計画に基づいた避難訓練や安全教室等の実施及び授業を通じた学習を行っている。また、地域自治会での防災訓練がとても充実しているのは大変ありがたいと、学校としても児童や家庭へ参加を推奨している。

○普通学級における特別な支援を要する児童等への対応のための SSS（スクール・サポート・スタッフ）等の人材の数は、現状足りているか。

→現在の SSS の方は、大変よくやってくれていてとても助かっている。ただやはり、他の学年でも支援を必要とする児童はいる。前項の件とも関連するが、学校現場にとっては人材の増員はどこの学校も求めていると思うので、国の対策の動向を見守りながら、引き続き教育委員会に要望を続けていく。（以上、主なもの）

○教務主任より 12 月の行事報告・12 月～3 月の行事予定、開かれた教育課程の意見募集

○各自治会の行事報告・予定などの情報交換（冬季休業中の夜警日程等）

○次回案内(2月10日(月)14:00)後、散会



平田小新ホームページにて
「児童の様子ブログ」更新中！

